

小中学生向け起業家育成プログラム実施事業

仕様書

令和8年4月

真庭市

1. 要旨

本仕様書は、真庭市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「小中学生向け起業家育成プログラム実施事業」（以下「本業務」という。）について、適用の大要を示すものであり、業務の遂行上当然必要と認められるものについては、この仕様書に記載のない事項であっても、乙の責任において実施するものとする。

2. 業務の目的

小学校高学年および中学生を対象に、ビジネスを通じたキャリア教育プログラムを実施することで、社会や仕事との関わりを主体的に考える力を育み、将来の生き方・働き方についての視野を広げることを目的とする。あわせて、地域産業への理解や関心を高める機会とし、将来的な地域定着や人材育成にもつなげていく。

3. 履行場所

真庭市久世ほか

4. 履行期限

契約締結日から令和9年3月5日までとする。

5. 業務の実施

- (1) 乙は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (2) 乙は、業務の実施にあたり甲と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (3) 乙は、業務の実施にあたり、業務に関連する最新の情報の収集と、業務への反映に務めることとし、実効性の高い具体的提案を行うこと。
- (4) 乙は、業務の進捗について、甲に対して定期的に報告を行うこと。
- (5) 乙は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

- (6) 乙は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (7) 乙は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、予め甲に書面により報告し甲の承認を得ること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに甲と協議を行い、指示を仰ぐこと。

6. 提出書類

本業務の着手にあたり、乙は下記の資料を甲に提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務工程表

7. 主任技術者等

本業務の実施にあたり、次に指定する主任技術者が業務の遂行にあたること。

- (1) 主任技術者は、小中学生を対象とした起業家育成プログラムにおいて企画・運営等の実務経験を有していること。

8. 資料管理

本業務において甲から貸与される資料等について、乙は資料等の重要性を認識し、資料等の破損、滅失及び盗難等事故のないように取り扱い、使用後はすみやかに返却するものとする。

9. 成果品検査

乙は本業務の完了後、甲の検査を受けるものとし、甲から本業務に適合しないものとして修正の指示のあった場合には、速やかに修正を行うものとする。

10. 完了時提出書類

本業務の作業が終了した場合は、乙は下記の書類を甲に提出するものとする。

(1) 業務完成届

(2) 請求書

11. 成果品の管理及び帰属について

本業務の成果品は、全て甲の管理及び帰属とし、乙が成果品を第三者に公表または貸与してはならない。

12. 業務内容等

小学校高学年および中学生を対象に、地域課題や社会課題、対象地域の企業課題に対し、ビジネスによるアプローチを通じた解決策を企画する起業家育成プログラムを実施する。対象となる学校は甲にて選定（2校予定）し、乙は選定された学校と連携してプログラム内容を企画検討し、実施運営を行う。なお、選定された対象校により参加人数や実施回数等は変動する可能性がある。

(1) 対象なる学校と連携し、プログラムの企画

(2) AI ツールを活用したプログラムの設計

(3) 対象校との各種調整

(4) プログラムの実施・運営

・参加人数：各校 30 名程度

・実施回数：各校 4 回程度

(5) 成果報告書

(6) 上記に付随するその他業務

13. 成果品

項目	成果物	提出時期 (予定)
(1) 成果報告書	電子データ	令和9年3月5日
(2) その他甲の指示したもの		随時

※ 報告書は業務内容(1)～(4)までの各事業を総括したうえで、任意の形式で提出すること。

14. 留意事項

本業務は、令和8年度真庭市議会第1回定例会の議決前であるため、内容の変更もしくは中止となる場合がある。その場合は市と提案者の双方の協議により内容の変更又は契約を行わない場合がある。契約を締結する場合は、令和8年度4月1日以降とする。